一般廃棄物処理業許可証

岡山市指令環事第３０６７２－９０号

住　所　　倉敷市中庄２２４８番地の４
名　称　　株式会社美建ビルサービス
代表者氏名　代表取締役　小林　建雄

令和８年１月２６日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第１項の規定により、次のとおり許可する。

令和８年４月１日

岡山市長　大　森　雅　夫

１許可の種類	一般廃棄物（事業活動に伴うごみ）の収集・運搬 積替施設：有　岡山市東区瀬戸町万富１６５１－１
２許可番号	４１１４
３許可期間	令和　８年　４月　１日から 令和１０年　３月３１日まで
４許可区域	岡山市内
５許可条件	別紙のとおり

留　意　事　項

1　収集車両について

（1）収集運搬の業務に使用する車両（以下「収集車両」という。）は、許可業務以外に使用しないこと。

（2）収集車両は、作業終了後、許可申請書に添付した「車庫の平面図及び構造」に記載の車庫に確実に格納すること。

（3）許可番号シールは、許可を受けた収集車両についてのみ、環境事業課（市役所）で配布するので、必ず車体の両面に貼ること。

（4）業者名（又は商号）を車体に要綱第２７条の規定により表示すること。（１字あたり縦・横８ｃｍ以上）表示については、新規許可時にしておくこと。

（5）故障や車検等で許可登録車両以外をやむを得ず使用する際には、必ず事前に収集車両一時使用許可申請書を環境事業課へ提出すること。

（6）車両の整備は適正に行うこと。また無蓋車（ダンプ車等）は必ずシートを使用し、パッカー車はテールゲートを閉めて走行すること。

（7）引越し時の一時大量ごみ等、家庭から出る一般廃棄物を収集運搬する場合（市の収集が困難な場合に限る）は、事前に一時大量ごみ処理依頼証明書を環境事業課へ提出すること。

2　処分施設への搬入について

（1）市の処分施設へ搬入する場合は、「許可業者受入マニュアル」の内容を遵守し、適正かつ確実に行うこと。

（2）土曜日の焼却場の開場については、別途通知する。

（3）リサイクルできる缶、びん、ダンボール、古紙等は、市の施設へは持ち込まないこと。

（4）産業廃棄物は、絶対に搬入しないこと。（産業廃棄物の収集運搬業の許可を有し、市と産業廃棄物処理委託契約を締結した場合を除く。）

（5）旧建部町の地域のごみは、岡山市久米南町衛生施設組合へ搬入すること。また、搬入にあたっては久米南町の一般廃棄物（ごみ）の収集運搬の許可を受けること。

3　その他

（1）従業者は、許可申請書に添付した従業者名簿に記載の従業者とし、常

に従業者証を携帯させ、市民又は関係の市職員から提示を求められたときは、提示させること。

（２）許可業務に関する職員及び市の処理施設の係員の行う業務上の指示を守ること。

（３）所定の帳簿等の整備、保存並びに毎月の定例報告書及び必要により市から提出を求められた報告書の提出については、要綱第５章帳簿及び報告に定めるところにより確実に行うこと。

許　可　条　件

1　収集運搬を行う事業所及びその一般廃棄物は、「ごみ等処理依頼証明書」に記載の事業所から排出される一般廃棄物（当該添付書類に記載の業種から排出されたものであって、かつ、これに記載された一般廃棄物の種別に限る。）とする。

ただし、引越し時に一時大量排出されるなど市の収集が困難な場合に限り、家庭から出る一般廃棄物であっても収集運搬することができるものとする。この場合においては、「一時大量ごみ処理依頼証明書」に記載の家庭から排出されるものとする。

2　岡山市ごみ等一般廃棄物収集運搬業の許可及び業務の執行に関する要綱（以下「要綱」という。）第３章一般廃棄物の収集及び運搬及び第４章一般廃棄物の処分に定めるところにより、一般廃棄物を適正に処理するための措置を適正かつ確実に講じること。

また、その他関係法令等の定めるところにより、適正かつ確実に業務を行うこと。

3　以下の事項については、要綱第２章処理業の許可及び第３章一般廃棄物の収集及び運搬に定めるところにより、それぞれ所定の許可申請、承認申請又は届出を行い、市長の許可又は承認を受けること。許可又は承認を要する事項については、許可又は承認を得るまでの間は、当該申請内容による業務は取り扱わないこと。

・許可申請書及び添付書類に記載した事項の変更が生じた場合。
・やむを得ない事由により許可を受けてない車両を一時的に許可業務に使用する場合。
・許可を受けた収集運搬車両を一時的に他の用に供する場合。
・その他許可申請、承認申請又は届出を要する場合。